

平成26年2月

議案説明資料

一般議案

○議案第35号 投票所の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市選挙管理委員会事務局

議案第 35 号

投票所の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

1 議案提出の理由

本件は、投票所の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
[REDACTED]	1,167,964 円

3 事件の概要

平成 24 年 12 月 16 日午後 6 時 5 分頃、相手方 [REDACTED] 氏が、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所であった市立長住小学校の講堂内を歩行中、当該講堂の床に敷かれていたシートの端が波打っていたため、当該箇所に足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。

4 過失割合

市 7 : 相手方 3

【理由】

本件事故については、床に敷かれたシートが波打っていたことは目視により認識することが可能であり、相手方が通常の注意力をもってすれば事故を回避できる可能性があったと考えられるものの、波打ちのあったシートを使用し続けていたこと及び相手の年齢を考慮し、類似事案も参考の上、本市の過失を 7 割、相手方の過失を 3 割とした。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報
と認められるおそれのある情報については、
掲載しておりません。

5 損害の程度

損害賠償の相手方	通院の状況
右上腕骨近位端骨折	入院 0 日 通院 144 日

6 損害賠償の支払い

本市は、[REDACTED]氏に対し、上記損害賠償額から同氏が本件事故による負傷の治療に関して、福岡県後期高齢者医療広域連合から受けた保険給付の価額のうち272,569円を控除して得た額895,395円を支払う。

なお、上記保険給付の価額272,569円は、本市が福岡県後期高齢者医療広域連合に支払う。

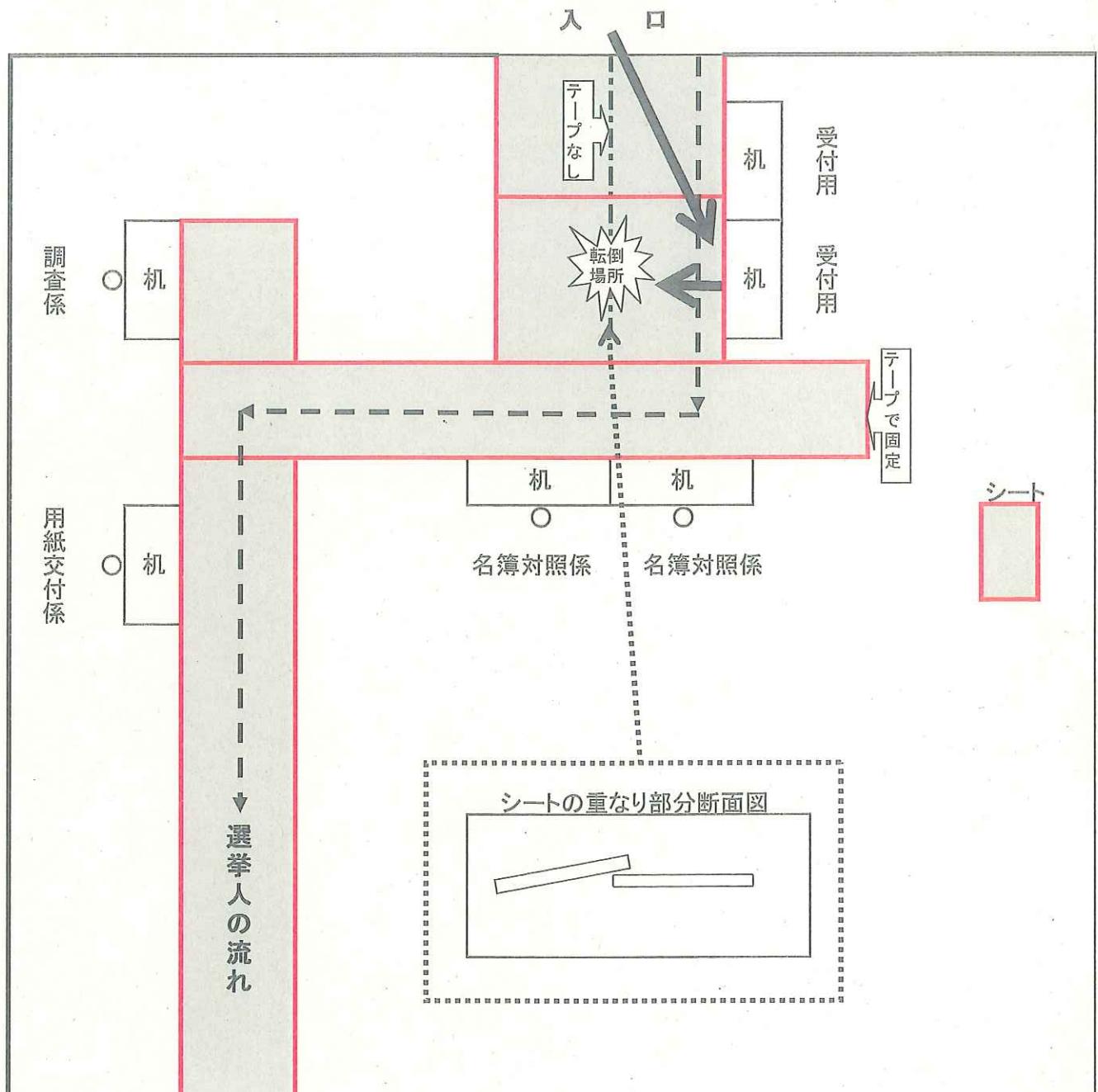
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報
と認められるおそれのある情報については、
掲載しておりません。

7 今後の対応

従来から投票事務の手引において「シートは、継ぎ目が進行方向に順目になるようにして、テープでしっかりと止める」といった設営手順を記載し、投票事務従事者説明会において注意を促していた。また、シートについては、必要に応じ買い換えを行っていた。

今後は、投票事務の手引の設営手順に、投票に来られた方の様々な動きを想定してより安全な設営をすることや必要に応じて傷みのあるシートを交換すること、さらに投票開始後に補修が必要となった場合の対処方法などを詳細に記載し、投票事務従事者説明会において周知徹底する。

長住投票所のレイアウト図

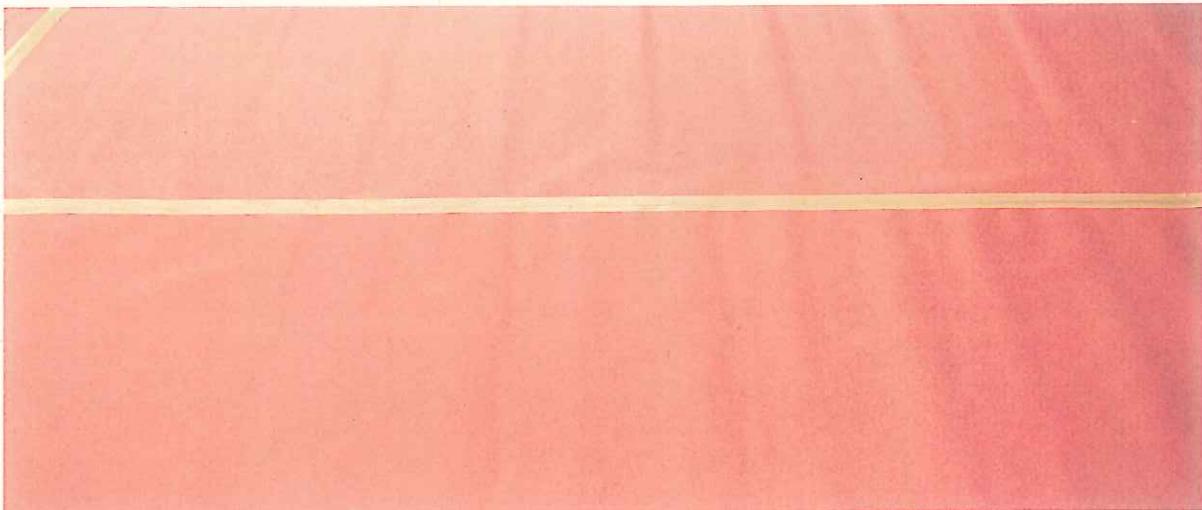


長住小学校講堂

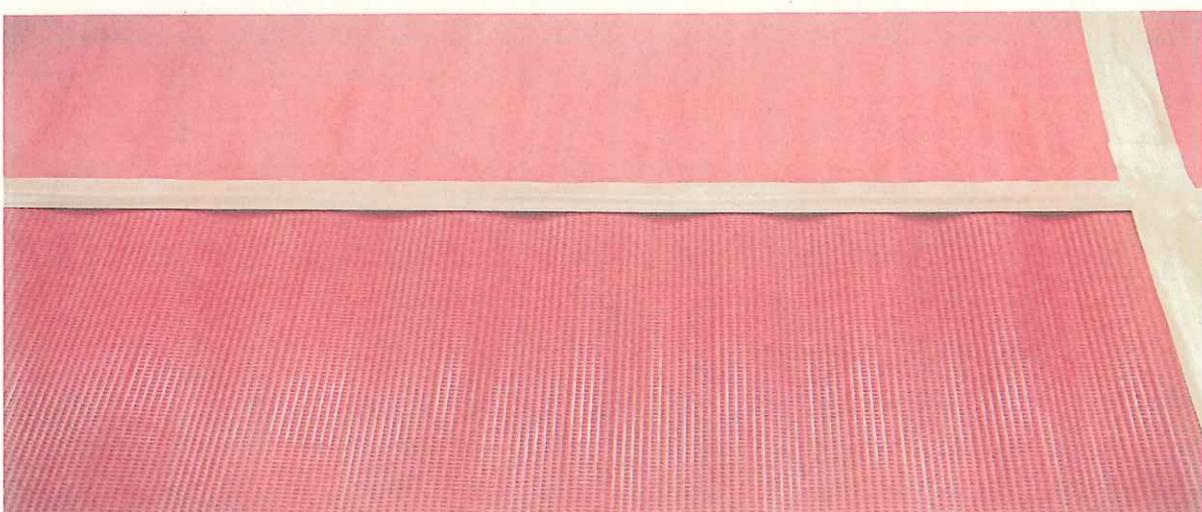
平成24年12月16日(日)

18時05分頃

通常のシートの状態（再現）



シートが波打ってテープが剥げやすくなっていた時の状態（再現）



事故当時、テープを剥いだ時の状態（再現）

